

スポーツをめぐるリスクと安全
- 加害と被害を越えた論理の構築 -

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
対人援助学領域
家族機能・社会臨床クラスター
中村 周平

日本国内のラグビー事故において、過去 20 年間(1989～2008)で 360 件、年間平均 20 件近くもの重症事故が起きている現状がある。2003 年度に「重症事故対策特別委員会」が立ち上げられたものの、その数に減少の兆しは見えない。

私のラグビー事故では、グラウンドにいた 30 人全員に「誰かに怪我をさせる、誰かが怪我をする」という可能性があった。このように、スポーツにおける事故の場合、「加害」というものは存在しないと考えることができる。けれども、その後の事故の原因究明や補償の問題をめぐる、特に「学校」におけるスポーツ事故において、事故に遭った本人や家族と、部活動の指導者や学校側との間に「わだかまり」ができる。そして、その「わだかまり」が極限に達したとき、司法という最後の手段にすべてを委ねてしまうのである。しかし、今の「司法の場」では「過失」が認められなければ補償が生まれえないという制度的な問題が生じている。そこでは「過失」の有無だけが争点となり、補償のこと以外は取り上げられることはなく、加害、被害の関係をさらに浮き彫りにさせてしまう。そして、本来なら事故の「当事者」として同じ事故を二度と繰り返さないよう考えていかねばならない人たちを、蚊帳の外に追いやってしまうのである。

スポーツ事故に遭った当事者からの情報発信はスポーツ事故を無くしていくためには不可欠なものである。しかし、日本独自の慣習や司法の制度的な要因によって事故にあった本人や家族と、指導者や学校とが歩み寄れない現状が存在している。この現状を克服し、相互の関係を修復することができないか。本論を通して、ラグビーにおける事故を少しでも減らしていくためにかつての指導者と共に行動を起こしていくための話し合いを試みた。

また、スポーツ事故における処理を「司法の場」でやりとりされてしまうことを未然に防ぐ手立てとして、「無過失補償」の可能性も模索した。「司法の場」に出てしまった時点で、その後の補償の有無に関わらず相互の人間関係は崩壊し、事故の教訓は活かされないままになってしまう。「過失」の有無に関わらず事故に遭った人たちを補償する「無過失補償」の構築は、その事故に関わる人たち、広くはスポーツに関わる多くの人たちの助けとなってくれるのではないだろうか。さらに、スポーツ事故の対応に慣れている人はいないという前提に立ち、「学校」におけるスポーツ事故のための「防災訓練」が考えられないかと思っている。仮に「学校」におけるスポーツ活動中に事故が起きた際の「適切な対応」を経験してもらう「防災訓練」によって、学校スポーツにおける安全についてのボトムアップ、そして何より日々スポーツをおこなっている中高生たちにも、あらためて「スポーツの安全」について考える機会を持ってもらうことにつながると考える。